

2004 年度（平成 16 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公 法
------	-----

問題 1 次の見解は、最高裁判所判決からの抜粋である。そこに含まれる憲法上の論点をあげ（各論点につき簡潔な表題を付すること）、それについて説明せよ。

職業は、・・・本質的に社会的な、しかも主として経済的な活動であって、その性質上、社会的相互関連性が大きいものであるから、職業の自由は、それ以外の憲法の保障する自由、殊にいわゆる精神的自由と比較して、公権力による規制の要請が著しく、憲法 22 条 1 項が「公共の福祉に反しない限り」という留保のもとに職業選択の自由を認めたのも、特にこの点を強調する趣旨に出たものと考えられる。このように、職業は、それ自身のうちになんらかの制約の必要性が内在する社会的活動であるが、その種類、性質、内容、社会的意義及び影響がきわめて多種多様であるため、その規制を要求する社会的理由ないし目的も、国民経済の円滑な発展や社会公共の便宜の促進、経済的弱者の保護等の社会政策及び経済政策上の積極的なものから、社会生活における安全の保障や秩序の維持等の消極的なものに至るまで千差万別で、その重要性も区々にわたるのである。

（最大判昭和 50 年 4 月 30 日民集 29 卷 4 号 572(575-6) 頁）

問題 2

A 県職員 X は、同県知事 Y から、平成 15 年 12 月 10 日に、停職 3 ヶ月の懲戒処分を受けた。その理由は、X が平成 15 年 10 月 10 日に、B 書店において、六法全書ほか法律関係図書 10 冊を窃取したが、この事実は、地方公務員法 29 条 1 項 3 号の「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するというものであった。

X は、上記非行事実には全く心当たりがなく、争訟手続に訴えてでも争う意思を有している。

X から依頼され、受任弁護士となった場合、誰を相手にして、如何なる法的手続をとるようにアドバイスをするべきか、論点を挙げて述べよ。

また、客観的事実として、X には上記窃盗の事実はないが、その代わりに、平成 15 年 9 月 20 日に、C 書店において、世界文学全集を窃取していた。争訟手続中に、もし、Y がこの事実を知ったときには、X の提起する当初の争訟に如何なる影響を及ぼすであろうか。Y の出方を想定した上で、争訟の見通しについて、X にどのようなアドバイスをするべきかについて述べよ。

（注意）解答にあたっては、上記枝問の番号、 を明示した上で解答すること。